

	防 運 事 第 4 4 1 8 号
	2 1 . 4 . 1
	防 運 事 第 3 3 9 1 号
一部改正	2 2 . 3 . 2 4
	防 運 事 第 4 4 1 8 号
一部改正	2 5 . 3 . 2 5
	防 官 文 (事) 第 1 8 号
一部改正	2 7 . 1 0 . 1
	防 統 参 (事) 第 9 6 号
一部改正	3 0 . 3 . 2 7
	防 統 幕 (事) 第 1 4 6 号
一部改正	3 0 . 3 . 3 0
	防 統 幕 (事) 第 1 4 7 号
一部改正	3 0 . 3 . 3 0

大臣官房長
運用企画局長 殿
各幕僚長

事 務 次 官

緊急時における内閣総理大臣及び内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚並びに内閣官房長官及び防災担当大臣並びに防衛大臣の移動のための自衛隊機等の使用について（通達）

内閣総理大臣及び内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚並びに内閣官房長官及び防災担当大臣並びに防衛大臣が、緊急に東京都外等の滞在地から官邸、防衛省等所要の場所に移動する場合には、「緊急事態発生時における閣僚の参集等の対応について」（平成15年11月21日閣議了解）及び「首都直下型等大規模地震発生時の閣僚の参集のためのヘリコプターの活用について」（平成8年12月16日）に基づくほか、自衛隊機による空輸が迅速に実施できるよう下記のとおり行うこととされたので、関係する部隊等の長に周知させる等遺漏のないよう措置されたい。

なお、内閣総理大臣及び防衛大臣の自衛隊機緊急使用体制について（防防運1第991号。59.3.1）及び首都直下型等大規模地震発生時における内閣総理大臣、内閣総理大臣の臨時代理となり得る閣僚、内閣官房長官及び防災担当大

臣の参集のための自衛隊の航空機の使用について（防運運第6552号。10.12.24）は、廃止する。

記

第1 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総理等 内閣総理大臣及び自衛隊機の使用の必要が生じた時点において内閣総理大臣の臨時代理となることが相当に見込まれる閣僚をいう。
- (2) 官房長官等 内閣官房長官及び防災担当大臣をいう。
- (3) 官邸等 官邸、対策本部及び防衛省並びにそれらの近傍の場所をいう。
- (4) 駐屯地等 駐屯地及び自衛隊の所在する基地又は飛行場をいう。
- (5) 出発地 滞在予定地周辺の空港、駐屯地等及びヘリポート適地をいう。
- (6) 局地空輸 出発地から別表の使用基準駐屯地等の欄に掲げる駐屯地等までの空輸及び別表の使用基準駐屯地等の欄に掲げる駐屯地等から官邸等までの空輸をいう。ただし、空輸経由地がない場合にあっては、出発地から官邸等までの空輸をいう。
- (7) 区間空輸 別表の使用基準駐屯地等の間の空輸をいう。
- (8) 地域担当部隊等 別表中地域担当部隊等の欄に掲げる部隊等をいう。
- (9) 航空機運航部隊等 別表中航空機運航部隊等の欄に掲げる部隊等をいう。
- (10) 担当部隊等の長 地域担当部隊等の長及び航空機運航部隊等の長をいう。

第2 総理等について

1 総理等が、緊急時（東京23区内で震度6強以上となる首都直下型等大規模地震の発生時を含む。以下同じ。）に東京都外の滞在地（自宅を含む。以下同じ。）から官邸等に移動する際に自衛隊機の使用が予想される場合であって、その行動予定が事前に通知されたときは、あらかじめ次のとおり準備を行うものとする。

- (1) 統合幕僚監部首席参事官（以下単に「首席参事官」という。）は、統合幕僚監部参事官（以下単に「参事官」という。）と協議の上、事前に通知された行動予定をもとに、統合幕僚監部運用部運用第1課長（以下「統幕運用1課長」という。）と調整の上、局地空輸及び区間空輸について、それぞれ任務の優先度、部隊等の状況、空輸の効率性及び経済性を考慮して使用航空機、運航経路、使用空港、使用駐屯地等その他必要な事項を含む空輸計画案を作成し、統幕運用1課長を通じ、当該空輸計画案を出発地に係る担当部隊等の長に通知するものとする。
- (2) (1)の通知を受けた担当部隊等の長は、修正の必要がある場合には、順序を経て、統幕運用1課長に通知するものとする。
- (3) 首席参事官は、参事官と協議を行い、統幕運用1課長と調整の上、(2)の修正を加えた空輸計画を作成し、統幕運用1課長を通じ、当該空輸計画を担当

部隊等の長に通知するものとする。

- (4) (3)の通知を受けた航空機運航部隊等の長は、総理等が担当地域に滞在する間、総理等がその出発地に到着してから1時間以内に出発できるよう、所要の自衛隊機を待機させておくものとする。
 - (5) 地域担当部隊等の長及び総理等の出発地（駐屯地等に限る。）を管理する部隊等の長は、(4)の待機のための所要の支援を実施するものとする。
 - (6) 首席参事官、参事官及び統幕運用1課長は、自衛隊機の待機場所、搭乗者数、待機時間等の理由により、出発地に係る航空機運航部隊等に航空機の運航を担当させることが困難である等の場合には、相互に調整の上、臨時に当該航空機運航部隊等を変更することができる。この場合において、(1)から(5)までの規定は、変更後の航空機運航部隊等について適用する。
- 2 総理等の移動のための自衛隊機の使用の必要が生じた場合の措置は、次のとおり行うものとする。
- (1) 自衛隊機の使用要請の窓口は首席参事官とし、同首席参事官は使用要請があった場合、参事官と協議を行い、統幕運用1課長と調整の上、通知した空輸計画の実施を口頭、電話等により、統幕運用1課長を通じ、担当部隊等の長へ通知する。ただし、文書による手続については事後に処理するものとする。
 - (2) 担当部隊等の長は、(1)の通知を受けたときは、空輸計画に基づき空輸を実施するものとする。なお、事前に総理等の行動予定の通知がなく、空輸計画が作成されていない場合は、1の手順を準用して空輸計画を作成し、実施するものとする。
 - (3) 地域担当部隊等の長は、必要やむを得ない理由により総理等の随行者から直接連絡があった場合には、直ちにその内容を統幕運用1課長を通じ首席参事官に連絡するものとする。
- 3 総理等の東京都内の滞在地が官邸等から離れている場合についても、必要に応じこの通達による措置をとることとし、1及び2に準じた手続をとるものとする。

第3 官房長官等について

- 1 官房長官等が、東京23区内で震度6強以上となる首都直下型等大規模地震の発生時に東京都外の滞在地から官邸等に移動する際に自衛隊機の使用が予想される場合であって、その行動予定が事前に通知されたときは、あらかじめ次のとおり準備を行うものとする。
 - (1) 首席参事官は、事前に通知された行動予定をもとに、参事官と協議を行い、統幕運用1課長と調整の上、局地空輸及び区間空輸について、それぞれ任務の優先度、部隊の状況、空輸の効率性及び経済性を考慮して使用航空機、運航経路、使用空港、使用駐屯地等その他必要な事項を含む空輸計画案を作成し、統幕運用1課長を通じ、当該空輸計画案を担当部隊等の長に通知するものとする。

- (2) (1)の通知を受けた担当部隊等の長は、修正の必要がある場合には、順序を経て、統幕運用1課長に通知する。
 - (3) 首席参事官は参事官と協議を行い、統幕運用1課長と調整の上、(2)の修正を加えた空輸計画を作成し、統幕運用1課長を通じ、当該空輸計画を担当部隊等の長に通知するものとする。
 - (4) (3)の通知を受けた航空機運航部隊等の長は、官房長官等が担当地域に滞在する間、空輸計画の実施が通知されてから課業時間内では1時間以内、課業時間外では2時間以内に空輸計画において指定された駐屯地等から出発できるよう、所要の自衛隊機を待機させておくものとする。
 - (5) 地域担当部隊等の長及び官房長官等の出発地(駐屯地等に限る。)を管理する部隊等の長は、(4)の待機及び発動のための所要の支援を実施するものとする。
 - (6) 首席参事官、参事官及び統幕運用1課長は、自衛隊機の待機場所、搭乗者数、待機時間等の理由により、出発地に係る航空機運航部隊等に航空機の運航を担当させることが困難である等の場合には、相互に調整の上、臨時に当該航空機運航部隊等を変更することができる。この場合において、(1)から(5)までの規定は、変更後の航空機運航部隊等について適用する。
- 2 官房長官等の移動のための自衛隊機の使用の必要が生じた場合の措置は、次のとおり行うものとする。
- (1) 自衛隊機の使用要請の窓口は首席参事官とし、同首席参事官は、使用要請があった場合、参事官と協議を行い、統幕運用1課長と調整の上、通知した空輸計画の実施を口頭、電話等により統幕運用1課長を通じ、担当部隊等の長へ通知する。ただし、文書による手続については事後に処理するものとする。
 - (2) 担当部隊等の長は、(1)の通知を受けたときは、当該空輸計画に基づき空輸を実施するものとする。なお、事前に官房長官等の行動予定の通知がなく、空輸計画が作成されていない場合は、1の手順を準用して空輸計画を作成し、実施するものとする。
 - (3) 地域担当部隊等の長は、必要やむを得ない理由により官房長官等の随行者から直接連絡があった場合には、直ちにその内容を統幕運用1課長を通じ首席参事官に連絡するものとする。
- 3 官房長官等の東京都内の滞在地が、対策本部設置場所から離れている場合についても、必要に応じこの通達による措置をとることとし、1及び2に準じた手続をとるものとする。

第4 防衛大臣について

- 1 防衛大臣が、緊急時に東京都外の滞在地から官邸等に移動する際に自衛隊機の使用が予想される場合であって、その行動予定が事前に通知されたときは、あらかじめ次のとおり準備を行うものとする。
- (1) 首席参事官は、事前に通知された行動予定をもとに、参事官と協議を行い、

統幕運用 1 課長と調整の上、局地空輸及び区間空輸について、それぞれ任務の優先度、部隊の状況、空輸の効率性及び経済性を考慮して使用航空機、運航経路、使用空港、使用駐屯地等その他必要な事項を含む輸送計画案を作成し、統幕運用 1 課長を通じ、当該輸送計画案を担当部隊等の長に通知するものとする。その際、天候不良等のため空輸ができず、公共交通機関の利用も困難と予想される場合には、首席参事官は参事官と協議を行い、統幕運用 1 課長と調整の上、当該輸送計画案に車両による輸送計画案を含めるものとする。

(2) (1)の通知を受けた担当部隊等の長は、修正の必要がある場合には、順序を経て、統幕運用 1 課長に通知する。

(3) 首席参事官は、参事官と協議を行い統幕運用 1 課長と調整の上、(2)の修正を加えた輸送計画を作成し、統幕運用 1 課長を通じ、当該輸送計画を担当部隊等の長に通知するものとする。

(4) (3)の通知を受けた航空機運航部隊等の長は、防衛大臣が担当地域に滞在する間、輸送計画の実施が通知されてから課業時間内では 1 時間以内、課業時間外では 2 時間以内に輸送計画において指定された駐屯地等から出発できるよう、所要の自衛隊機を待機させておくものとする。

ただし、内外の諸情勢及び滞在地等を勘案して、特に必要な場合には首席参事官から統幕運用 1 課長を通じて、別に待機要領を示す。

(5) 地域担当部隊等の長及び防衛大臣の出発地（駐屯地等に限る。）を管理する部隊等の長は、(4)の待機及び発動のための所要の支援を実施するものとする。

(6) 首席参事官、参事官及び統幕運用 1 課長は、自衛隊機の待機場所、搭乗者数、待機時間等の理由により、出発地に係る航空機運航部隊等に航空機の運航を担当させることが困難である等の場合には、相互に調整の上、臨時に当該航空機運航部隊等を変更することができる。この場合において、(1)から(5)までの規定は、変更後の航空機運航部隊等について適用する。

2 防衛大臣の移動のための自衛隊機の使用の必要が生じた場合の措置は、次のとおり行うものとする。

(1) 首席参事官は自衛隊機の使用が予想される場合、参事官と協議を行い、統幕運用 1 課長と調整の上、通知した輸送計画の実施を口頭、電話等により、統幕運用 1 課長を通じ、担当部隊等の長へ通知する。ただし、文書による手続については、事後に処理するものとする。

(2) 担当部隊等の長は、(1)の通知を受けたときは、当該輸送計画に基づき輸送を実施するものとする。なお、事前に防衛大臣の行動予定の通知がなく、輸送計画が作成されていない場合は、1 の手順を準用して輸送計画を作成し、実施するものとする。

(3) 地域担当部隊等の長は、必要やむを得ない理由により防衛大臣の随行者から直接連絡があった場合には、直ちにその内容を統幕運用 1 課長を通じ首席参事官に連絡するものとする。

- 3 防衛大臣の滞在地又は滞在予定地が東京都内であるが、官邸等から離れている場合には、必要に応じこの通達による措置をとることとし、1及び2に準じた手続をとるものとする。

第5 その他

この通達の実施に当たっては、各幕僚監部及び関係する部隊等の間の調整及び協力を密接に行い、相互の連絡等に遺漏なきよう努めるものとする。

添付書類：別表

地域担当部隊等指定表

滞在地				担当部隊等					
地方	都道府県等		地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等				
					局地空輸		区間空輸		
					使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当	
北海道	道北	宗谷総合振興局 留萌振興局	全域	陸上自衛隊 第2師団	陸上自衛隊 名寄駐屯地	陸上自衛隊 北部方面隊	航空自衛隊 千歳基地	航空自衛隊 航空支援集団	
		川上総合振興局	北部地域		陸上自衛隊 旭川駐屯地				
			南部地域						
	道東	オホーツク総合振興局	西部地域	陸上自衛隊 第5旅団	陸上自衛隊 遠軽駐屯地		陸上自衛隊 帯広駐屯地 〔十勝飛行場〕		
			東部地域		陸上自衛隊 美幌駐屯地				
		根室振興局 釧路総合振興局	全域		陸上自衛隊 釧路駐屯地				
			十勝総合振興局		全域			陸上自衛隊 帯広駐屯地	
		道央	日高振興局 胆振総合振興局		全域			陸上自衛隊 第7師団	航空自衛隊 千歳基地
	空地総合振興局			北空知	陸上自衛隊 第2師団		航空自衛隊 千歳基地		
				中空知 南空知					陸上自衛隊 第11旅団
	石狩振興局 後志総合振興局		全域						
	道南	檜山振興局 渡島総合振興局	全域	陸上自衛隊 函館駐屯地					
	東北地方	青森県	全域		海上自衛隊 第25航空隊		海上自衛隊 八戸基地	海上自衛隊 第25航空隊	海上自衛隊 八戸基地

滞在地			担当部隊等				
地方	都道府県等	地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等			
				局地空輸		区間空輸	
				使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当
東北地方	岩手県	全域	陸上自衛隊 第9特科連隊	陸上自衛隊 岩手駐屯地	航空自衛隊 航空総隊 （陸上自衛隊 東北方面隊）	航空自衛隊 三沢基地	航空自衛隊 航空支援集団
	秋田県	全域	航空自衛隊 秋田救難隊	航空自衛隊 秋田分屯 基地		航空自衛隊 秋田分屯 基地	
	山形県	全域	陸上自衛隊 第6師団	陸上自衛隊 神町駐屯地	陸上自衛隊 東北方面隊	航空自衛隊 松島基地	
	宮城県	全域	陸上自衛隊 東北方面隊	航空自衛隊 松島基地			
	福島県	北部	陸上自衛隊 第6師団	陸上自衛隊 福島駐屯地			
		南部		陸上自衛隊 郡山駐屯地			
関東地方	栃木県	全域	陸上自衛隊 第12特科 隊	陸上自衛隊 北宇都宮 駐屯地	陸上自衛隊 東部方面隊 （陸上自衛隊 航空学校）		
	茨城県	全域	航空自衛隊 第7航空団	航空自衛隊 百里基地	航空自衛隊 航空総隊 （陸上自衛隊 陸上総隊）		
	千葉県	全域	陸上自衛隊 第1師団	陸上自衛隊 木更津駐屯地	陸上自衛隊 東部方面隊 （陸上自衛隊 陸上総隊）		
	東京都	全域		陸上自衛隊 朝霞駐屯地			
	埼玉県	全域		航空自衛隊 入間基地 （陸上自衛隊 朝霞駐屯地）	航空自衛隊 航空総隊 （陸上自衛隊 東部方面隊）		

滞在地			担当部隊等				
地方	都道府県等	地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等			
				局地空輸		区間空輸	
				使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当
関東地方	神奈川県	全域	海上自衛隊 第4航空群	海上自衛隊 厚木基地	海上自衛隊 第21航空群 (第51航空隊)		
	群馬県	全域	陸上自衛隊 第12旅団	陸上自衛隊 相馬原駐屯地	陸上自衛隊 東部方面隊		
中部地方	新潟県	全域	航空自衛隊 新潟救難隊	航空自衛隊 新潟分屯基地	航空自衛隊 航空総隊	航空自衛隊 新潟分屯基地	航空自衛隊 航空支援集団
	長野県	全域	陸上自衛隊 第13普通科連隊	陸上自衛隊 松本駐屯地	陸上自衛隊 東部方面隊		陸上自衛隊 東部方面隊
	静岡県	駿河湾岸以西地域	航空自衛隊 航空教育集団	航空自衛隊 浜松基地	航空自衛隊 航空総隊 (陸上自衛隊東部方面隊)	航空自衛隊 浜松基地	航空自衛隊 航空支援集団
		相模湾沿岸地域	海上自衛隊 第4航空群	海上自衛隊 厚木基地	海上自衛隊 第21航空群 (第51航空隊)	海上自衛隊 厚木基地	海上自衛隊 第4航空群 (第21航空群)
	山梨県	全域	陸上自衛隊 第1特科隊	陸上自衛隊 北富士駐屯地	陸上自衛隊 東部方面隊		陸上自衛隊 東部方面隊
	富山県	全域	航空自衛隊 第6航空団	陸上自衛隊 富山駐屯地	航空自衛隊 航空総隊 (陸上自衛隊中部方面隊)	航空自衛隊 小松基地	航空自衛隊 航空支援集団
	石川県	全域		航空自衛隊 小松基地			
	福井県	全域		陸上自衛隊 鯖江駐屯地			
	岐阜県	全域	航空自衛隊 第2補給処	航空自衛隊 岐阜基地		航空自衛隊 岐阜基地	
	愛知県	全域	航空自衛隊 第1輸送航空隊	航空自衛隊 小牧基地		航空自衛隊 小牧基地	

滞在地			担当部隊等				
地方	都道府県等	地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等			
				局地空輸		区間空輸	
				使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当
近畿地方	滋賀県	全域	陸上自衛隊 中部方面混 成団	陸上自衛 隊 大津駐屯 地	陸上自衛隊 中部方面隊	航空自衛 隊 小牧基地	航空自衛隊 航空支援集 団
	三重県	全域	陸上自衛隊 第33普通 科連隊	陸上自衛 隊 明野駐屯 地	陸上自衛隊 航空学校		
	奈良県 京都府	全域 南部地域	陸上自衛隊 第4施設団	陸上自衛 隊 大久保駐 屯地	陸上自衛隊 中部方面隊		
		北部地域	陸上自衛隊 第7普通科 連隊	陸上自衛 隊 福知山駐 屯地			
	和歌山県	全域	陸上自衛隊 第37普通 科連隊	陸上自衛 隊 信太山駐 屯地	海上自衛 隊 徳島基地	海上自衛隊 第31航空 群	
	大阪府	全域	陸上自衛隊 第3師団	陸上自衛 隊 八尾駐屯 地			
	兵庫県	南部地域		陸上自衛 隊 伊丹駐屯 地			
		北部地域	陸上自衛隊 第7普通科 連隊	陸上自衛 隊 福知山駐 屯地			
	中国地方	鳥取県	全域	陸上自衛隊 第8普通科 連隊	航空自衛 隊 美保基地	陸上自衛隊 中部方面隊	航空自衛 隊 美保基地
岡山県		全域	陸上自衛隊 第13特科 隊	陸上自衛 隊 三軒屋駐 屯地	海上自衛 隊 徳島基地		海上自衛隊 徳島教育航 空群
島根県		全域	陸上自衛隊 第8普通科 連隊	航空自衛 隊 美保基地	航空自衛 隊 美保基地		航空自衛隊 航空支援集 団
広島県		全域	陸上自衛隊 第13旅団	海上自衛 隊 岩国基地 （陸上自 衛隊 海田市駐 屯地）	海上自衛 隊 岩国基地 （海上自 衛隊 徳島基地 ）		海上自衛隊 第31航空 群

滞在地			担当部隊等				
地方	都道府県等	地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等			
				局地空輸		区間空輸	
				使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当
中国地方	山口県	全域	海上自衛隊 第31航空群	航空自衛隊 防府基地 (海上自衛隊 小月基地)	陸上自衛隊 中部方面隊 (航空自衛隊 航空総隊)	海上自衛隊 岩国基地 (航空自衛隊 築城基地)	海上自衛隊 第31航空群
四国地方	徳島県	全域	海上自衛隊 徳島教育航空群	海上自衛隊 徳島基地	海上自衛隊 第24航空隊 (陸上自衛隊 中部方面隊)	海上自衛隊 徳島基地	海上自衛隊 徳島教育航空群
	愛媛県	全域	陸上自衛隊 第14旅団	陸上自衛隊 松山駐屯地	陸上自衛隊 中部方面隊 (航空自衛隊 航空総隊)	海上自衛隊 岩国基地 (海上自衛隊 徳島基地)	海上自衛隊 第31航空群
	香川県	全域		陸上自衛隊 善通寺駐屯地	海上自衛隊 第24航空隊 (陸上自衛隊 中部方面隊)	海上自衛隊 徳島基地	海上自衛隊 徳島教育航空群
	高知県	全域		陸上自衛隊 高知駐屯地			
九州地方	福岡県	全域	陸上自衛隊 第4師団	航空自衛隊 築城基地	陸上自衛隊 西部方面隊 (航空自衛隊 航空総隊)	航空自衛隊 築城基地	航空自衛隊 航空支援集団
	大分県	東部地域	陸上自衛隊 第41普通科連隊	陸上自衛隊 別府駐屯地	陸上自衛隊 西部方面隊		
		西部地域	陸上自衛隊 第4戦車大隊	陸上自衛隊 玖珠駐屯地	陸上自衛隊 西部方面隊		
	佐賀県	全域	陸上自衛隊 第4特科連隊	陸上自衛隊 目達原駐屯地	海上自衛隊 第22航空群		
	長崎県	全域	海上自衛隊 第22航空群	海上自衛隊 大村基地			
	熊本県	全域	陸上自衛隊 第8師団	陸上自衛隊 高遊原分屯地	陸上自衛隊 西部方面隊	陸上自衛隊 高遊原分屯地	

滞在地			担当部隊等				
地方	都道府県等	地域	地域担当 部 隊 等	航空機運航部隊等			
				局地空輸		区間空輸	
				使用基準 駐屯地等	担当	使用基準 駐屯地等	担当
九州地方	宮崎県	全域	航空自衛隊 第 5 航空団	航空自衛隊 新田原基地	航空自衛隊 航空総隊 (陸上自衛隊 西部方面隊)	航空自衛隊 新田原基地	航空自衛隊 航空支援集団 (海上自衛隊 第 1 航空群)
	鹿児島県	全域	海上自衛隊 第 1 航空群	海上自衛隊 鹿屋基地	海上自衛隊 第 2 2 航空隊 鹿屋航空分遣隊 (第 2 1 1 教育 航空隊)	海上自衛隊 鹿屋基地	海上自衛隊 第 1 航空群
	沖縄県	全域	陸上自衛隊 第 1 5 旅団	海上自衛隊 那覇基地	陸上自衛隊 第 1 5 旅団 (航空自衛隊 航空総隊)	海上自衛隊 那覇基地	海上自衛隊 第 5 航空群

注： 1 使用基準駐屯地等とは、総理等、官房長官等及び防衛大臣の出発地となる予定の駐屯地等である。その使用については、出発時の状況により統合幕僚長が示す。

2 () は、副担当を示す。